

# 柏原市電子入札者心得

## (趣旨)

第1条 この心得は、柏原市が柏原市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う制限付一般競争入札、希望型指名競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守るべき事項について定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、柏原市財務規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）及びその他の関係法令及びこの心得を遵守すること。

- 2 入札参加者は、入札に際し、柏原市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げ、又は他の入札参加者の入札を妨害しないこと。
- 3 入札参加者は、入札に際し、設計図面、仕様書、契約書（案）、その他の添付資料（以下「設計図書」という。）により契約締結に必要な条件を熟知したうえ、入札すること。この場合において、入札参加者は、当該契約に必要な条件について疑義があるときは、入札説明書の日時までに関係職員の説明を求めることができる。
- 4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札にあたって、他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思の有無についていかなる相談も行わず、設計図書に基づいて独自に入札価格を定めること。

- 2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を伝達しないこと。

## (入札の参加資格)

第4条 入札参加者は、公告等（制限付一般競争入札の場合にあつては施行令第167条の6第1項の規定による公告をいい、希望型指名競争入札等の場合にあつては柏原市が別に定める要綱等に基づく公表をいう。以下同じ。）において指定した日時までに、入札参加資格に関する書面をシステムにより柏原市へ提出し、入札参加資格の有無について、事前審査を受けること。

## (入札の方法等)

第5条 システムを利用できる者は、柏原市入札参加資格審査申請書を提出し、柏原市において、入札参加資格者として登録されている者（その者が個人の場合にあつては本人をいい、その者が法人の場合にあつては当該法人の代表者をいう。以下「代表者」という。又は代表者から入札参加資格申請並びに入札権限及び見積り権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

- 2 代表者又は受任者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号。以下これらを併せて「電子署名法」という。）に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、システムよりICカードの利用者登録をすること。
- 3 紙媒体による入札との併用はしない。

## (入札保証金等)

第6条 入札参加者は、入札執行前に、見積り金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 前項の入札保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱いは、次の各号による。

- (1) 国債又は地方債の額面又は登録金額
  - (2) 鉄道債券、その他政府の保証のある債券額面の80%、ただし、発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額
  - (3) 銀行が振出し、又は支払保証した小切手
  - (4) その他市長又は上下水道事業管理者が認めたもの
- 3 第1項本文に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保の納付又は提供は、開札の前に行い、入札保証金納付済証の交付を受けるものとする。
- 4 入札参加者は、当該入札保証金納付済証を開札時に担当職員に提出すること。
- 5 第1項ただし書きの場合において、入札保証金を免除された理由が、入札保証保険契約を締結したことによるものであるとき、入札参加者は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を開札時に担当職員に提示すること。
- 6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては開札後に、その受領証書と引換えにこれを還付する。

#### (入札の辞退)

- 第7条 指名を受けた者は、入札書等を提出するまでは、システムによりいつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者が、入札を辞退する場合、入札辞退届をシステムにより提出するものとする。
- 3 入札書等が、入札（見積）書受付締切予定日時を過ぎてもシステムに到達していない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (入札書等の書換え等の禁止)

- 第8条 入札参加者は、システムにより提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### (入札方式の変更及び入札の中止等)

- 第9条 やむを得ない事由によりシステムを用いて行う入札の続行が困難と認められる場合は、紙媒体により執行する入札に変更することがある。この場合においては、本心得は適用せず、別に定める競争入札者心得に基づき入札を行う。
- 2 入札参加者が第2条及び第3条の規定に抵触したおそれがあるときや柏原市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。
- 3 前項の規定により柏原市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力すること。
- 4 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

#### (開 札)

- 第10条 開札は、柏原市が指定した日時に行い、落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

#### (入札の無効)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - (2) システムにおいて、必要な入力項目を入力せず、又は不要な入力項目や記述を入力した事項を含む入札
  - (3) 本人、第3者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
  - (4) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札
  - (5) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - (7) 談合その他の不正行為により行っていると認められる入札
  - (8) 一つの入札について、2以上の入札をした者の入札

- (9) 一つの入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 一つの入札について、2者以上の代理をした者の入札
- (11) システムの不正利用又はICカードの不正使用により行った入札
- (12) 内訳書を求めた場合において、入札書と内訳書の合計金額が一致しない入札
- (13) 予定価格又は最低制限価格を公表した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する法令、規則、規程並びに柏原市が指示した条件に違反して入札した者の入札

(再度入札)

第12条 開札をした場合において落札者とすべき者がいないときは、当該入札は不調とし、再度の入札は行わないものとする。

(落札候補者の決定)

- 第13条 落札候補者は、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 最低制限価格を設定した入札においては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
  - 3 前2項の場合において、落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、電子くじシステムにより落札候補者を決定する。

(落札者の決定)

- 第14条 前条の規定により落札候補者を決定したときは、当該落札候補者に対し、必要書類の提出を翌日（ただし、翌日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にあたるときはその翌日）の17時までに求め、事後審査を行うものとする。
- 2 前項に規定する審査の結果、有効であると認めた場合に落札候補者を落札者とする。有効であると認められない場合は、当該落札候補者による入札は無効とし、次順位者を落札候補者として事後審査を行うものとする。
  - 3 前項の次順位者の落札候補者も有効であると認められないときも、同様とする。
  - 4 前2項の場合において、次順位者が2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
  - 5 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、電話その他の方法により通知するものとする。

(契約)

- 第15条 前条第5項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する期間内に、落札者が契約書及び契約に必要な書類を提出しない場合は、その落札は無効とする。ただし、柏原市の承認を得た場合はその限りでない。

(工程)

第16条 第14条第5項の規定による通知を受けた者は、契約締結後、直ちに工事（業務）に着手すること。

(契約保証金等)

第17条 落札者は、契約締結時に契約金額（消費税及び地方消費税を含む、以下同じ。）の100分の10以上（一般競争入札においては、公告に定める率）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、長期継続契約又は単価による契約の保証金額は、次の各号によるものとする。

(1) 長期継続契約にあつては、契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上とする。

(2) 単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額又は前年度実績金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱い、第6条第2項各号の規定を準用する。
- 3 第1項本文に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保の納付又は提供は、契約締結時に行い、契約保証金納付済証の交付を受けるものとする。
- 4 第6条第5項の規定は、第1項ただし書の場合について準用する。この場合において、第6条第5項中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）」と、「入札参加者」とあるのは「落札者」と、「開札時」とあるのは「契約締結時」と読み替えるものとする。
- 5 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。
- 6 契約保証金又は契約保証金に代わる担保の還付は、債務履行後に請求するものとする。
- 7 契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は柏原市に帰属するものとする。
- 8 契約期間の延長や契約金額の増額があった場合は、保証内容についても変更し、直ちに必要書類等を契約担当者へ提出すること。
- 9 契約保証金には、利子は付さないものとする。

#### （契約保証金の納付の免除）

第17条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときで一定の範囲内であるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
  - (5) 公有財産及び物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されるとき。
  - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、契約保証金の納付の必要がないと市長が認めるとき。
- 2 前項第1号の履行保証保険契約を締結したときは、当該契約に係る保証保険証券を提出するものとする。
  - 3 本条第1項第3号における規模をほぼ同じくする契約を数回以上とは、契約金額の9割以上の金額である契約を2回以上とし、一定の範囲内とは、建設工事にあつては契約金額500万円未満の契約、その他のものにあつては契約金額150万円未満の契約とする。

#### （前払金）

第18条 前払いの有無及び前払額の率及びその限度額は、公告等、提示書、その他の方法により示す。

- 2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約を締結し、同社発行の保証証書（2部）を添えて請求するものとする。
- 3 中間前払金を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときによる。
  - (1) 当初の前払金（請負金額の40%）が支出されていること。
  - (2) 工期の2分1を経過していること。
  - (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
  - (4) 当該工事の進捗額（材料費を含む。）が請負代金額の2分1以上の額に達していること。
- 4 中間前払金は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、当初の支払をした前払金と中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできない。
- 5 中間前払金の請求については、部分払いを受けた後はできない。

(部分払)

第19条 部分払いの有無は、公告等、提示書、その他の方法により示す。

2 部分払いの金額は、既済部分に対する代価が請負代金の10分の3を超えた場合、その代価の10分の9以内の額とする。

3 部分払の回数は、公告等、提示書、その他の方法により示す回数とし、その支払い期限は、協議のうえ定める。

(請負代金の支払)

第20条 請負代金は、(業務委託契約書においては業務委託料という。以下「請負代金等」という。)債務者より柏原市が適法な請求書を受け取った日から40日(委託については30日)以内に支払うものとする。

2 債務者は、竣工(完了)検査に合格しなければ請負代金等の請求はできない。

(遅延違約金)

第21条 債務の履行を延滞したときは、請負代金等の額から出来高部分に相応する請負代金等の相当額を控除した額に遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率で算出した額を遅延違約金として徴収する。

(入札保証金等の振替)

第22条 市長が必要と認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第23条 議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年柏原市条例第14号)に規定する契約については、議会の議決を得たときに本契約として成立するものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

2 本契約として成立するまでの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合、柏原市は本契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けた場合

(2) 建設業法第29条の規定による取り消し処分を受けた場合

(3) 柏原市建設工事暴力団対策措置要綱(昭和63年5月1日制定)に基づく指名除外の措置を受けた場合

3 前項の規定により本契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、柏原市はその責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第24条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

(指名の停止)

第25条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に際して指名しない。

(1) 契約の履行にあたり、物件の品質又は数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約の締結又は履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) その他担当職員の指示に従わない者

(準用)

第26条 この要綱の規定は、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「柏原市財務規則（昭和39年柏原市規定第7号）」とあるのは「柏原市水道事業及び下水道事業契約規程（平成26年柏原市上下水道事業管理規程第18号）」と読み替える。

2 この要綱の規定は、病院事業管理者の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「柏原市財務規則（昭和39年柏原市規定第7号）」とあるのは「柏原市病院事業契約規程（平成22年病管規程第19号）」と読み替える。

(補則)

第27条 この心得に記載のない事項については、すべて柏原市担当職員の指示によるものとする。